平成２８年（フ）第１７３号
佐賀県鹿島市大字高津原1838番地１　Ｂハイム105号
債務者　姥　　一哉
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２６号
佐賀県伊万里市大川内町丙2483番地５
債務者　中野美由紀
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２４号
大分市大字寒田986番地の17
債務者　山下　博文
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
宮崎市東宮１丁目278番地　レオパレスＭＯＲＧＥＮＲＯＴ105号
債務者　兒嶋健一朗
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７６号
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地62　サンマンションＡ－６号、前住所宮崎市村角町吉十2871番地
債務者　黒岩美津子
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目23番12号
債務者　岩下　兼也
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿児島市吉野町7049番地20
債務者　入来田理香
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
茨城県取手市小文間5160番地204
債務者　平戸　正夫
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
兵庫県西宮市上大市５丁目20番４号
債務者　小渕　啓司
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２９号
兵庫県尼崎市長洲中通１丁目１番21―310号
債務者　林　　雅代
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３３号
兵庫県西宮市今津曙町７番６―103号、前住所兵庫県西宮市津門宝津町９番13号
債務者　永田　眞二
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４９号
兵庫県西宮市甲子園一番町12番３号　プチメゾン横谷101号
債務者　中山　公嗣
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５０号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目17番５号
債務者　木村　早苗
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８号
福岡県飯塚市横田15―12コートビレッジＤ―101（住民票上の住所　福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田　三井伊田団地３―３－６）
債務者　西村　健一
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２２号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目19番地　アンピール弥生が丘1005
債務者　髙木信太郎
１　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
佐賀市天神１丁目４番55―705号、住民票上の住所佐賀市神野西２丁目２番33―606号
債務者　山元　美穂
１　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
佐賀市末広２丁目４番37号
債務者　挽地　哲朗
１　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係